|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 遺族厚生年金は、次のように計算します。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 報酬比例部分 | ＋ | 経過的職域加算 | ＋ | (中高齢寡婦加算) |  |

１　報酬比例部分（平成15年４月１日以後の期間）

|  |  |
| --- | --- |
| 平均標準報酬額 | ×5.481／1000×平成15年4月以後の被保険者期間の月数×3／4 |
|  | （組合員期間） |

＋（平成15年３月31日までの期間）

|  |  |
| --- | --- |
| 平均標準報酬月額 | ×7.125／1000×平成15年３月までの被保険者期間の月数×3／4 |
|  | （組合員期間） |

短期要件の場合は、報酬比例部分の被保険者月数の合計が300月未満のときは300月とみなして計算します。２　経過的職域加算額上記１の報酬比例部分とは別に、平成27年９月までの期間を基礎とする職域年金相当部分を「経過的職域加算額」として支給します。計算式は次のとおりとなります。（平成15年４月１日から平成27年９月30日までの期間）

|  |
| --- |
| 平均給与月額×1.096／1000(※２)×平成15年４月～平成27年９月の組合員期間の月数×3／4  |

＋（平成15年３月31日までの期間）

|  |
| --- |
| 平均給料月額×1.425／1000(※１)×平成15年３月までの組員期間の月数×3／4 |

(※１)長期要件の場合、被用者年金一元化前後の組合員期間が20年未満の方は、0.713／1000。(※２) 長期要件の場合、被用者年金一元化前後の組合員期間が20年未満の方は、0.548／1000。３　中高齢寡婦加算1. 加算の要件

遺族厚生年金の受給権者が妻であって、夫が死亡した当時の妻の年齢が40歳以上65歳未満の場合、中高齢寡婦加算を加算します。（夫の死亡の当時の妻の年齢が40歳未満の場合、40歳到達時に同一給付事由の遺族基礎年金受給者であれば、基礎年金失権後65歳までの間、中高齢寡婦加算を加算します。）1. 中高齢寡婦加算額

　　　遺族基礎年金の３／４の額 |